

峰崎直樹君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、今回の税制改革案について質問をしたいと存じます。

今回の税制改革案についてはしばしば理念なき改革という批判が聞かれますが、一体何を根拠にそのようなレッテルを張ろうとするのでありましょか。今回の税制改革の理念は、本格的な少子化、高齢化に対応するため、どのように安心と活力ある福祉社会を支え得る税制を構築していくのかという点に尽きるだろうと思います。税制改革案を提案した最高責任者である総理御自身から、改めて今回の税制改革の理念について国民に語りかけていただきたいと存じます。

私は、今回の政府提案を高く評価するものですが、税制改革案の主な内容について、衆議院にお

いて改革から提出された修正案とも対比しつつお尋ねしたいと思います。

まず、所得税減税についてであります。

今回の減税は、働き盛りの中堅所得者層の負担累増感を緩和するため税率構造の累進性を大幅に緩和することをその趣旨とするものであり、低・中所得者層の負担軽減を重視したさきの抜本改革とあわせ考えるなら、所得課税のあるべき基本的な姿を実現するものであり、その規模は三・五兆円にも上るものであります。

改革は、五・五兆円規模の減税を行わなければ抜本的な制度減税にならないと主張し、平成七年九月末までに所得税の負担軽減を図るべしとの修正案を提示しました。しかしながら、三・五兆円以上に減税規模を拡大すべしというだけで、課税最低限や税率の適度所得区分をどう設定するか、また、それに必要な財源確保に関しては一切口をつぐんでおり、その意味で無責任のきわみと言わざるを得ません。

さらに、今回、こうした抜本減税を恒久的に実現するだけでなく、当面の景気への配慮から所得減税を消費税率の引き上げに先行して実施するとともに、五・五兆円の減税額を当面維持することとし、この減税総額とあるべき制度減税との差額を時限的な措置である二兆円の特別減税として実施することとしています。今回の所得減税は、足元の景気に十分な配慮を払いながら、将来を見据えたあるべき制度減税を実現できるものなのです。

大蔵大臣、今回の所得減税に対する二階建てで抜本的でない減税といった批判についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

第二に、現行消費税についての大胆な改革と消費税の税率についてであります。

創設当初から批判の多かった消費税も国民生活の中に定着しつつありますが、その一方で、現行制度に対しては、逆進性があることやいわゆる益税問題などを含め、国民の間に依然批判や要望があります。消費税が国民からの信頼を得るためには、これらの批判や要望に誠実にこたえていくことが必要であります。

今回の税制改革では、こうした視点から消費税制度についての抜本的な改革が行われて

います。

すなわち、中小事業者向けの特例措置について、限界控除制度の廃止、簡易課税制度の適用上限の大幅な引き下げなど大幅に改革するとともに、かねてからの懸案であった仕入れ税額控除方式についてはインボイス方式を採用することとされております。これらの措置はいずれも適正公平な課税の実現に資するものであり、消費税制度は新しく生まれ変わりがつつあると言ってもいいでありましょう。

このような消費税制度の改革を行った上で消費税の税率を改めるとしていることは、極めて重要であると考えます。

消費税率については、初めに5%ありきということではなく、税制改革全体の中で、あるべき制度減税の規模や、当面緊急に整備することが求められる老人介護対策などに要する財源なども考慮して、国民にお願いする消費税の負担をぎりぎりの水準にとどめているものであります。

旧連立政権時代の国民福祉税とは正反対に、十分な手順を踏み、慎重な議論を重ね、大変な努力の結果こうした結論が得られたものであります。今後とも、低所得者層に対する有効な逆進性緩和策や、益税解消に向けた制度のより一層の改革に向けて努力を求めらるべきであります。

これに関して、一部には消費税率引き上げを含む今回の税制改革が選挙公約に違反するものであるとの指摘もありますが、この点について総理のお考えをお聞かせください。

さらに、与党における税制改革論議の中では見直し規定を設けることになったのです。平成八年九月までに二十一世紀に向けた福祉の財源や行財政改革の推進状況、課税の適正化の状況、財政状況などを総合的に踏まえ、腰を据えた十分な検討を行った上で税負担水準についての国民的選択を行うべき点とした点は、極めて意義深いものと考えます。

これに関連して、改革からは、今後半年足らずの間に行政改革や福祉ビジョンの政府案を策定すべきなどの考えが出されております。また、その中で、来年の九月までに所得課税のあり方についての検討を行い、その結果を踏まえて消費税率に検討を加え所要の改正を行うべきともされております。

しかしながら、既に述べたように、今回の政府案によって基本的な所得課税のあるべき姿は実現していると考えられますし、そもそも、所得税のあり方も消費税の税率も将来時点で決めようというのでは、抜本改革とも責任ある一体処理とも言えません。

また、見直しのための期間はできる限り確保することが必要であります。消費税率の引き上げの期日を動かさないのであれば、見直し期限だけを前倒しするというのは拙速主義以外の何物でもありません。

ただ、そうはいつても、行財政改革の具体化、福祉ビジョンの策定及び不公平税制の是正などがどのように進められていくかについて、国民の厳しいまなざしが注がれていることも事実です。総理、これらの諸課題について今後どのような取り組みを行う覚悟なのか、その決意のほどを国民の前に明らかにしていただきたいと存じます。

あわせて、今回十分に切り込めなかった資産課税の充実についても、今後早急なる取り組みを進めるよう強く要請しておきます。

第三に、地方消費税の創設についてであります。

今回の税制改革で特筆すべきは、地方税源の拡充に目を向けたことであります。

昨年六月に私たちは衆参両院で全会一致で分権決議を行っておりますが、地方分権の推進が時代

の要請となっている中で、総論だけでなく、各論で具体的な前進を図ることが求められていたところであります。福祉充実の先頭に立つ地方自治体の自主税財源を確保するべく、地方消費税の導入について政治的決断を行ったものであります。政府として地方消費税創設にどのような意義を見るのか、お考えをお聞かせください。

最後に一言。

今回の税制改革は、まさしく来るべき少子・高齢社会に対応し得る税体系の構築を目指したものであり、活力ある福祉社会の実現に向けた第一歩とも言うべきものであります。申し上げたように、改革の修正案と比較しても、いかに今回の税制改革案がすぐれているかが認識できると思います。もちろん、見直し規定という今後の検討課題を背負っていることも事実ですが、現状において描き得る最善の答案であると言っても過言ではないと考えますが、いかがでしょうか。改めて総理の見解をお伺いして、私の質問を終わります。

(拍手)

〔国務大臣村山富市君登壇、拍手〕

国務大臣(村山富市君) 峰崎議員の質問にお答え申し上げたいと思いますが、まず今回の税制改革の理念についてのお尋ねがございました。

人口の高齢化が急速に加速、進展している中で活力のある福祉社会の実現を目指す、そういう視点に立って今度の税制改革は議論をしてみました。これ、もう三党で慎重の上にも慎重な議論を重ね、特に各団体等の意見も十分聴取をして、可能な限り透明度の高い、民主的な、しかも皆さんから理解と納得の得られるような手続を経て出てきた結論でございます。

同時に、今度の税制改革の大きな柱は、先ほども御意見の中にもございましたように、六十二年に所得税法の改革をやりました。その際には比較的所得の低い層の軽減をしたわけです。そのために中堅サラリーマン層と言われる層の税率が高い、重税感が強い。考えてまいりますと、大体五十歳前後の年齢の方が多いわけではありますが、そういう方々が、子供さんがちょうど高校から大学に入っておる、また御両親ももう介護を要するぐらいの年齢になっておる、言うならば一番負担の重い層が重税感が強い、しかも社会的に生産的な基盤では重要な役割を果たしておる、こういう層に着目いたしまして、できるだけ負担の軽減を図って公平化を期す必要があるのではないか、言うならば平均的なサラリーマンがサラリーマンとしての生活を終えられるぐらいまでの間は比較的重税感のない生活が過

ごせるような、そういう配慮をする必要があるのではないかというところに着目したことが一つであります。

もう一つは、それだけではやっぱりいけませんから、課税最低限を引き上げて所得の低い方々に対する配慮も行ったところでございます。

同時に、これから高齢社会になってまいりまして、いろんな意味における負担がふえていくわけでありまして、その負担は、所得税だけに重税感を持って負担をしてもらうような行き方になりますと、働くサラリーマンに対する重税感が強まってまいりますから、その分については、できるだけ社会的な公平を期すという意味で、国民全体が公平な負担をしていくという意味では水平的な面における負担というものも検討する必要がある。そういう意味で、所得と資産と消費というものにバランスのとれた課税をする必要があるのではないかということに着目をしたわけでございます。

ただ、しかし、そうはいつても、仮に消費税率を上げるということになりますと、それだけやっぱり国民の皆さんに負担を強いるわけでありまして、したがって、可能な限りその負担を抑えるという意味で、ぎりぎりの慎重の結果、5%に消費税率を上げるということに合意を見たわけでございますから、その点につきましては皆さん方の御理解を心からお願い申し上げたいと存じます。

同時に、今は地方分権は時の流れになっておりますから、地方分権を推進する限りにおきましてはできるだけ自主財源を保障していくということ。も大事な視点でありますから、この際、消費譲与税にかえて地方税の独立税として地方消費税というものを創設することにいたしましたわけでございますが、これは時代の流れに即応したものであるというふうに私どもは受けとめておるところでございます。

今般の税制改革は、中長期的に見て、勤労意欲や事業意欲に対して好ましい影響を与え、経済社会の活力を高めることになると考えております。また、少子・高齢社会における福祉等、社会保障などの公共サービスの安定的な供給を支える税体系の構築を国、地方を通じて図ったものでございまして、私は今日段階における最善の案ではないかと考えておりますので、皆さんの御理解と御協力をお願い申し上げます。

次に、今回の税制改革は公約違反ではないかというお尋ねであります。選挙公約の重みにつきましては十分認識しておるところであり、昨年の総選挙では、消費税の否認ではなく、導入後の消費税の国民への定着状況も踏まえながら所得・資産・消費に対するバランスのとれた課税を追求をする、消費税については益税の解消や逆進性の緩和など国民的な要望に責任を持ってこたえる取り組みをしたいと訴えてまいりました。

今回の連立政権に際しましても、このような公約のもとにおきまして、自民党、新党さきがけ、社会党の間で、所得・資産・消費のバランスのとれた税体系を構築するため間接税の税率引き上げなど現行消費税の改廃を含む総合的改革を提示するとの合意事項を確認してきたところでございまして、今回の税制改革は、この合意事項を踏まえ、連立与党において慎重な議論を重ねた結果、合意を得た結論でございます。したがって、政権を担っ

ているという立場である今回の責任ある決定は公約違反ではないと認識をしているところで

ございますから、御理解をいただきたいと存じます。

次に、行政改革についての今後の取り組みについてのお尋ねがございました。

行政改革は、この内閣が重要な課題として受けとめておりますし、不断に進めていくべき国政上の重要な問題であると認識をいたしておるところでございます。

このため、規制緩和につきましては、これまでに決定されております規制緩和方策の早期具体化を図るとともに、内外からの規制緩和要望を把握し、これを踏まえて本年度内に五年を期間とする規制緩和推進計画を取りまとめることとしておるところでございます。特殊法人につきましては、各省庁におきまして平成六年度内にすべての特殊法人の見直しを行うこととしております。その他、地方分権、行政情報公開、行政組織など各般の改革課題についても積極的に取り組み、国民の目に見える形で成果を上げるべく努力を図っているところでございますので、皆さん方の御理解をいただきたいと思っております。

次に、福祉ビジョンについての今後の取り組みについてのお尋ねであります。今般の税制改革に当たりましては、与党における御議論の結果、少子・高齢社会に向けて当面緊急を要する施策について一定の福祉財源措置が講じられたところでございます。

また、今回の税制改革におきましては、社会保障等に要する費用の財源の確保、行財政改革の推進状況、租税特別措置等及び消費税に係る課税の適正化の状況、財政状況などを総合的に勘案いたしまして、消費税率についての見直し規定を置くこととしたのでございます。

その検討過程において、新ゴールドプラン、エンゼルプラン等の内容についてできるだけ早く詰めを行うとともに、年金、医療等の自然増等の推計を行うなど、将来の社会保障の具体的な施策と必要経費について明らかにしてまいりたいと考えているところでございますので、皆さん方の御理解と御協力をお願い申し上げたいと存じます。

次に、不公平税制の是正について今後どのような取り組みを行うかということについてのお尋ねでございますが、税負担の公平確保については従来から不断の努力を続けてきているところでございますが、今後とも絶えず追求されなければならない課題であると考えております。

今回の税制改革におきましても、消費税の中小特例に関して抜本的な見直しを行うなど取り組んできたところでございます。

納税者番号制度、利子・株式等譲渡益課税、租税特別措置等、懸案となっている諸事項についても、さらにこれからも厳しく検討を進めなければならない課題であると考えているところでございます。

次に、今回の税制改革は最善の答案と考えるかとお尋ねでございますが、冒頭にも申し上げましたように、今回の税制改革は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立って、個人所得課税の負担軽減と消費課税の充実を図ることにより国、地方を通じてバランスの

とれた税体系を構築するものでございます。

この税制改革案は、与党内において慎重の上にも慎重な議論を重ねて合意をした結果でございます。政府としては当面考え得る範囲では最善のものであると考えていることについて、皆さんの御理解をいただきたいと存じます。

自余の質問につきましては、各閣僚から答弁をさせます。(拍手)

〔国務大臣武村正義君登壇、拍手〕

国務大臣(武村正義君) 二階建てで抜本的でない減税ではないかという批判に対してどう考えるかという御質問でございますが、抜本的な制度減税と言えるためには、その規模が大きい小さいということではなしに、活力ある福祉社会の実現を目指す観点から、税体系の中であるべき所得課税を構築するために必要な改正を行っているかどうか最も重要な基準だと思っております。

今回の個人所得課税の負担軽減では、今も総理が語る御説明を申し上げましたとおり、中堅所得者層の負担累増感を緩和するために所得税率二〇%を中心とした税率ブラケットを十分に拡大し、その結果、収入が追加的に増加するにつれて税引き後手取り金額が滑らかにふえていくような累進構造を実現することになります。その意味で、抜本的な制度減税と言うのに十分値するものと考えます。(拍手)

〔国務大臣野中広務君登壇、拍手〕

国務大臣(野中広務君) お答えいたします。

今回の税制改革において地方消費税を創設することにいたしておりますが、これは、地方分権が時代の流れとなっておる中で、峰崎議員御指摘のとおり、昨年六月の衆参両院の分権決議の趣旨に沿ったものと考えております。

また、今次の税制改革における消費課税の充実の一環として地方消費税が導入されることによりまして、御承知のように都道府県は、現在、法人所得課税に偏った、景気に左右される不安定な税収構造となっておることを考えますときに、地方団体の税収構造も安定性を増し全体としてバランスのよいものとなっていくものと考えられ、さらには、今後、地方分権に向けての論議や地域福祉の充実にもはずみがついてくると期待をしております。また、消費者の受益と負担の関係が明白であることや、納税者の事務負担の軽減等にも配慮した仕組みの税制であると考えております。(拍手)